

令和 7 年高島市教育委員会
第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

日 時 令和 7 年 2 月 1 8 日 (火)
午後 2 時 0 0 分
場 所 高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和 7 年第 1 回定例会会議録の承認

3. 会議録署名委員の指名

委員

委員

4. 議事

日程第 1 議第 4 号 高島市立中江藤樹・たかしまミュージアムの管理運営に
関する規則案

日程第 2 議第 5 号 高島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
案に関する市長への意見について 当日資料

日程第 3 議第 6 号 令和 7 年度高島市一般会計予算案に関する市長への意見
について 当日資料

5. 今後の日程

・令和 7 年教育委員会第 3 回定例会

日時：令和 7 年 3 月 1 9 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

場所：高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

令和7年 第2回定例会座席表

饗庭 教育総務部長	川島教育長			饗庭 教育指導部長	
中川 教育総務部 次長	橋本 教育委員		田邊 教育長職務 代理者	川原林 学校教育課長	
平井 教育総務部 次長				保木 学事施設課長	
竹井 社会教育課長	森 教育委員		高木 教育委員	藤原 学校給食課長	加藤 市民スポーツ 課長
小川 文化財課長				赤水 スポーツ振興 部長	藤本 教育総務課 主事
横井川 文化ホール 館長				野崎 スポーツ振興 部次長	中村 教育総務課 主査

入口	傍聴席	入口
----	-----	----

議第 4 号

高島市立中江藤樹・たかしまミュージアムの管理運営に関する規則案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立中江藤樹・たかしまミュージアムの管理運営に関する規則

近江聖人中江藤樹記念館の管理運営に関する規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 3 0 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高島市立中江藤樹・たかしまミュージアムの設置および管理に関する条例（令和 6 年高島市条例第 4 7 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、中江藤樹・たかしまミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（入館の制限）

第 2 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、または退館を命ずることができる。

- (1) ミュージアム内の秩序を乱すおそれのある者
- (2) ミュージアムの施設、展示品等を損傷するおそれのある者
- (3) その他館長の指示に従わない者

（入館者の遵守事項）

第 3 条 ミュージアムの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ミュージアムの施設、設備、備品および資料を損傷し、または汚損しないこと。
- (2) 他の入館者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 指定する場所以外の場所において、飲食しないこと。
- (4) ミュージアム内およびその敷地内において、喫煙しないこと。

(5) その他教育委員会が指示する事項

(入館料の減免)

第4条 条例第6条第1項ただし書に規定する減額の適用を受けようとする者は、入館の際、職員に同項各号に規定するいずれかの手帳を提示しなければならない。

2 条例第6条第3項の規定により、入館料の減免を受けようとする者は、あらかじめ市長に減免の申請をしなければならない。

(資料の寄贈および寄託)

第5条 ミュージアムは、資料の寄贈および寄託を受けることができる。

(資料利用の許可)

第6条 資料の熟覧、模写、模造等の特別な利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ特別利用許可申請書（様式第1号）を館長に提出して許可を受けなければならない。

2 館長は、特別利用の許可をする場合において、当該許可に必要な条件を付することができる。

3 特別利用に要する費用は、利用者の負担とする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則の廃止)

2 高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則（平成17年高島市教育委員会規則第34号）は、廃止する。

様式第1号（第6条関係）

特別利用許可申請書

年 月 日

中江藤樹・たかしまミュージアム館長

〔団体は主たる事務所
の所在地及び名称〕

申請者 住 所
(団体は代表者氏名)
氏 名
電 話

次のとおり特別利用許可申請書を提出します。

特別利用の目的	
特別利用の区分	熟覧・模写・模造・拓本・撮影・原板使用 その他（ ）
特別利用の資料 お よ び 数 量	
特別利用の日時	年 月 日（ ） 時から 時まで
団体の場合は、 特別利用を現に する者の氏名	
備 考	

注) 寄託資料および著作権者のある資料については、それぞれ同意書を添付してください。